

各 位

会 社 名 株式会社 ストライダーズ
 代表者名 代表取締役社長 早川 良一
 (JASDAQ・コード9816)
 問合せ先 管理本部長 若原 義之
 電 話 03-5777-1891

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日の取締役会において、定款の一部変更の件を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が改定されたことに伴い、定款の一部を変更するものであります。なお、定款第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 31 条 (条文省略) (新 設)	(取締役の責任免除) 第 31 条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> <u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を</u> <u>限定する契約を締結することができる。ただし、</u> <u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令</u> <u>の定める額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第 41 条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に</u> <u>規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する</u> <u>契約を締結することができる。ただし、当該契約</u> <u>に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額と</u> <u>する。</u>	(監査役の責任免除) 第 41 条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害</u> <u>賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく <u>損害賠償責任の限</u> <u>度額は、法令の定める額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 27 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 27 年 6 月 24 日

以 上